

# 兵庫県公報

平成30年 8月14日 火曜日 第 3028 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

|                                                                                            |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）           | 1  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）    | 2  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）               | 3  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同） | 4  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）               | 4  |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）    | 5  |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                                                            | 5  |
| ○ 異種目換地指定（同）                                                                               | 6  |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）                                                    | 6  |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                                                                     | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 同 上（同）                                                                                   | 9  |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）                                                                         | 10 |
| ○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）                                                                | 10 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課）                                                                           | 10 |

### 公 告

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| ○ 私立専修学校の廃止認可（私学教育課）                            | 10 |
| ○ 私立各種学校の廃止認可（同）                                | 11 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 11 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 12 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）                 | 12 |
| ○ 同 上（同）                                        | 13 |
| ○ 同 上（同）                                        | 13 |
| ○ 同 上（同）                                        | 13 |
| ○ 同 上（同）                                        | 13 |
| ○ 落札者等の公示（管理課）                                  | 14 |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（同）                               | 14 |

### 収用委員会告示

|               |    |
|---------------|----|
| ○ 収用の裁決手続開始決定 | 15 |
|---------------|----|

## 告 示

### 兵庫県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成30年8月2日に認可した。

平成30年 8 月14日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

| 名 称      | 位 置          | 設 置 者   | 廃止年月日         |
|----------|--------------|---------|---------------|
| 神戸服飾専門学校 | 西宮市南昭和町 1—19 | 石 田 篤 子 | 平成30年 8 月 2 日 |

## 私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成30年8月2日に認可した。

平成30年 8 月14日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

| 名 称    | 位 置            | 設 置 者   | 廃止年月日     |
|--------|----------------|---------|-----------|
| 八幡服装学園 | 明石市朝霧町1丁目38—18 | 八 幡 舒 子 | 平成30年8月2日 |

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8 月14日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                 | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 朝霧東町<br>(104000030) | 明石市朝霧東町3丁目（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

(別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

平成30年8月22日（水）から同年9月5日（水）まで

### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年9月5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月5日（月）までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 8 月14日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 東野町(2)Ⅰ<br>(104000013) | 明石市東野町(別図1のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 人丸町Ⅱ<br>(104000017)    | 明石市人丸町(別図2のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 朝霧東町<br>(104000030)    | 明石市朝霧東町3丁目(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |

(別図 1 から別図 3 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

平成30年8月22日（水）から同年9月5日（水）まで

### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年9月5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月5日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8 月14日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市梅井三丁目467番1、467番2、468番の一部、481番5の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区中浜町三丁目95番地の1

株式会社金沢土地 代表取締役 金 澤 正 直